

第4号様式（第10条関係）

会 議 録（要 旨）

会 議 名	平成23年度 第2回 武蔵村山市介護保険運営協議会
開 催 日 時	平成23年7月28日（木） 午後5時30分 ～ 午後7時30分
開 催 場 所	市民総合センター3階 中会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：佐野英司会長、石橋洋子副会長、山口久美子委員、藤田仁委員、清水光子委員、笹本悦弘委員、柳川研一委員、加園富男委員、石川清委員、山部利正委員 （事務局）島田高齢福祉課長、清野介護認定・給付グループ主査、佐藤管理グループ主査、池谷管理グループ主事 欠席者：崎田圭伊子委員、荻野高齢・障害担当部長、豊泉高齢福祉グループ主査、柏崎相談・支援グループ主査
議 題	1 開会 2 報告事項 （1）保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正（案）について （2）第5期計画書の第1章及び第2章について（案） （3）今後のスケジュール修正案について （4）第5期介護保険事業計画における主な協議事項について （5）その他（次回日程等の事務連絡） 3 閉会
結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	報告事項（4）について： ① 介護保険サービスについて、市が抱えている問題点を次回の会議で提出する。 ② 本市に必要なサービスを提案する。
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。）	○会長 これより、平成23年度第2回介護保険運営協議会を開会いたします。傍聴者が2名となっています。 ○事務局 資料確認 ○会長 はじめに、報告事項についての説明をお願いします。 ○事務局 （1）保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正（案）について ○会長 指針についての説明がありましたが、今の段階でご質問等ありますか。 ○事務局 まだ具体的な内容が出ていないので。 ○会長 そうですね。これからの介護保険については、市の独自性を出すことが国から強調されています。そういう意味では当委員会の役割も大きなものになってきます。指針が片方にあり、この委員会において来年以降の計画について協議をしていったり、事務局が提案する内容について積極的な意見参加をお願いしたいと思っています。中身が豊かなものになるのかそうではなくなるのかは、国から各地方自治体に投げられているので、当委員会で市民の福祉を高めるという視点から中身を点検し充実させていく論議

が求められると思います。

次に移ります。

○事務局

(2) 第5期計画書の第1章及び第2章について(案)
第1章を説明

○会長

ご質問等ありますか。

○委員

4ページの下の方にあるように、当委員会では第5期介護保険事業計画を考えていくということではないでしょうか。

○事務局

介護保険事業計画と高齢者福祉計画も一緒になっています。

○委員

高齢福祉計画の中の 하나가介護保険事業計画と考えていいのですか。

○事務局

はい。

○会長

冊子としては両方の計画が盛り込まれたものになります。ただ、当委員会は介護保険運営協議会になっていますので、介護保険についてだけを論議していくという形ではよろしいのでしょうか。

○事務局

一般施策もセットになって入ってくるので、一緒に議論をしていただくことになります。

○会長

そうすると、当委員会では高齢者の福祉について総合的に論議してもいいということでしょうか。

○事務局

はい。

○委員

4ページの図は市のことだけですが、国の計画や都の計画との連携がみえないのですが、今までこういう作りだったわけですね。

○事務局

はい。今まで都の計画とかは記載していません。ただし、根拠として「計画の性格と位置付け」に示してあります。

○会長

この図にある武蔵村山市第三次地域福祉計画は、障害者や高齢者の分野等が統合されたものと考えていいのでしょうか。ここで議論した内容が、高齢福祉計画・介護保険事業計画に入れるのが望ましいのか、地域福祉計画に入れるのが望ましいのかとか、そのような区分けは事務局でしていただくのか。

○事務局

地域福祉計画との関わりについてですが、地域福祉計画は介護保険事業計画や障害福祉計画等の隙間を埋める計画です。個別計画で拾い切れないものや両方にまたがるものなどの、地域全体の福祉についての計画です。重複することは基本的にありません。個別計画と地域福祉計画が組み合わせることで全体が出来上がっていくというイメージです。

○会長

そうすると、当委員会で高齢者のあらゆる問題を話題として出して、それをどこでまとめるかは別途協議していくということですね。例えば、ひとり暮らし高齢者の問題や孤独死の問題、首都直下型地震が起きた時の高

齢者の問題を出していただいて、どこでまとめるかはまた別の問題ということですね。

○事務局

はい。

○委員

4ページの図は書き方が縦割りに見えます。もうちょっとわかりやすい形もあるのではないかと思います。

○事務局

再考してみます。

○会長

では、2章についてお願いします。

○事務局

(2) 第5期計画書の第1章及び第2章について(案)
第2章を説明

○会長

ご質問等ありますか。

○事務局

基本的には第4期の内容を踏襲しています。

○委員

第二次地域福祉計画の結果が出ていますが、第三次はすでにスタートしているのでしょうか。もしスタートしているのでしたら、新しい計画も載せてはどうでしょうか。防災や災害時の対応のことなどもあるのでどこかで言及できたらいいと思っています。

○事務局

第三次は今年度からスタートしています。23年度の結果が出るタイミングが本計画の策定と同じタイミングになってしまいます。第三次の取り組みを記載するのであれば可能です。災害時等については、13ページに災害時要援護者登録名簿のことを記載しているので、そういうのをもっと活用して安否確認ができればと思っています。

○委員

19ページのマップにある施設ですが、施設の数がすぐにわからないと思いました。

○事務局

そうですね。数もあった方がいいということですね。パッと見て何箇所あるかとかですね。

○委員

公的な施設ばかりですが、有料老人ホームとかもあります。でも今回は別問題ということですね。

○委員

災害時要援護者登録名簿についてですが、ケアマネの集まりの時に聞いたのですが、名簿は警察や民生委員に実際に配布しているということだけど、今回の災害の時に電話もつながらなかったのが機能しなかったのが現実だったとのこと。その辺をどう現実的なものにしていくのでしょうか。また、この制度を知らなかったケアマネもいました。

○事務局

確かに登録されている方からも「登録しているのに何もなかった」という声もありました。

○副会長

今のことに関連して、新しい民生委員からは登録への案内がない。あんまりPRしていないので、地域福祉からもっとPRが必要ではないでしょう

か。

○委員

武蔵村山と東村山の特別養護老人ホームで災害協定を結んでいます。施設の火災などの施設のみのこととなっています。広域については2次避難場所に指定されています。高齢者やハンデのある方が避難する場所となっています。なので、受け入れは率先して行っていきますが、市からのバックアップがありません。都からは備蓄がないと言われました。電力がダウンしても市と連絡がとれる無線はありますが、消防に広域の時のことを聞いたら「自分達で頑張ってもらいたい」と言われました。各施設でどこまでできるかがかかってくることを理解していただきたい。

○副会長

それには第1次・第2次の避難所を地図に載せるべきではないかと思う。

○会長

高齢者だけではなく障害者やさまざまな市民全体レベルで協議していく必要があると思います。武蔵村山市で震災時の被害は家屋倒壊です。個人情報で閉鎖的になっていると、近隣関係でも状況がわからないし、施設も動きようがありません。地域社会、自治会、町内会などが関連を持ちながら災害時にどうするか、その機能がつくられていないといけません。阪神淡路大震災の時に、神戸市東灘区の尻池南部地区は昔から地域活動が活発で、だいが焼けたが「あの人はあそこにいるはずだ」等、住民自身の助け合いで被災者を最小限にとどめたという記録があります。それも学びながら社会福祉協議会も含めて協議しないと、名簿をつくっているだけでは生きてきません。

○委員

市内の防災無線だけど、内容の確認ができないが、なんとかやりようがないのでしょうか。どうしても聞き取れなかったり、聞き取りにくい場所があります。ホームページで確認とかはできないのですか。

○事務局

課題として認識はしています。現状はホームページで内容をアップしている状況ではありません。

○会長

貴重な意見をいただいたので、その意見を生かしながら計画をつくっていききたいと思います。それでは次お願いします。

○事務局

(3) 今後のスケジュール修正案について

○会長

ご質問等ありますか。なければ次に移ります。

○事務局

(4) 第5期介護保険事業計画における主な協議事項について

○会長

今の内容を第5期計画に入れるということですね。

○事務局

必ず入れるというわけではなく、入れるかどうか判断していただくことになります。計画書の章立てを進めていくなかで盛り込んでいって、最終章まで出来上がれば協議事項が全て済んでいるという形ですすめていきたいと考えています。

○会長

事務局からの提案があって、それについて論議をしていく形になりますね。

○事務局

はい。

○会長

ご質問等ありますか。

○委員

緑が丘で必要なニーズが多いのはわかりますが、その原因に対する分析は市で行うのですか。

○事務局

アンケートの中に原因を探る項目がないので、行う予定はありません。

○委員

クロス集計の見方ですが、縦系と横系にある無回答はどう見ればいいのですか。

○事務局

縦系は質問項目に対する無回答で、横系にある無回答は地域が分からない方となっています。

○委員

わかりました。

市の地域支援事業における介護予防日常生活総合事業の位置付けということで、二次予防事業と一次予防事業に厚労省が力を入れてきました。武蔵村山市の独自のサービスを構築しないといけないという内容だったと思います。そこでコンサルにお伺いしたいのですが、武蔵村山市で足りないサービスは何がありますか。

○アシスト（株）

その辺につきましては、第4期の時の介護給付の分析も行っているので、その上で。

○委員

今までないものをつくれと厚労省は言っているので、給付はやっても意味がありません。短い会議回数の中でそれが計画に載せられますか。武蔵村山市に合ったあまりお金のかからない効率のよいサービスをつくらないといけません。

○会長

実際問題として非常に難しい問題ですが、載せないといけないということで検討していただかないといけない。

○事務局

「市町村の判断で」と表現されていますが、国が示している以上は最終的には何らかのアクションは必要ですし、計画に検討材料として載せられるようにしたいと思います。

○会長

1割の自己負担の問題が出ていますが、実際に支給限度額を使っている割合はどの程度ですか。一昨年で、全国的には44%くらいでしたが。結局1割負担が高くて使い切れないという声が非常に大きい。市の調査では「妥当」と答えているのが40%程度となっていますが、答えているのが介護を受けている高齢者自身で、彼らがどの程度意識して回答しているのでしょうか。むしろ、介護者なり家族の方の問題ではないのでしょうか。なので、最後の問いのクロス集計についてどこまで信憑性があるのか疑問です。

○事務局

数値は捉えていませんが、限度額まで使用している方は多くはありません。集計に関しては鵜呑みにはできないかもしれません。

○会長

協議事項の中で「低所得者の負担軽減策」とありますが、負担軽減策がどの程度効果があるのでしょうか。段階を一つ二つ増やしたところで基準額全体がアップせざるを得ないので、結局は帳消しになるのではないのでしょうか。結局は負担増になるのではないのでしょうか。実行力のある負担軽減策がどうやって作れるのかも疑問です。

○委員

私たちがやらせていただいている包括ですが、そこの給付内容について話すと、団地の方はほとんどヘルパー派遣を使って、デイサービスはそんなに使っていません。デイサービスは1500円くらいかかるので、団地に住んでいる方には大きな負担額です。閉じこもりの廃用性の方であっても、基本的にはデイサービスに通う人は少ない。こういうパターンなので、給付管理を市にお願いしたい。その個人に合ったサービスをすすめることができるよう、給付に対してチェックを入れていただける体制は必要だと思います。サービスを使わないのが善というわけではなくて、そういうお目付け役が保険者としての市だと思います。

○副会長

介護サービスを使用していない人や介護度が低い人からすると1割負担は妥当だと思います。しかし、介護がついてくると負担になってくると言っています。なので、調査で「安い」と言っている人は、該当者でも使っていない人が言っている額だと思います。

○委員

低所得者軽減策は良し悪しだと思います。市の考えとして、低所得者には負担を少なくするように設けているところがかなりあると思いますが、それが逆に介護保険の問題を覆い隠している面もあると思います。制度としては1割負担しなくてはいけないものを、市がかばってしまっています。果たしてそれでいいのでしょうか。こういう制度があるため、問題があるのに表面化しないから厚労省は「概ね順調に推移している」となってしまいます。本当は問題は問題として出した方が、どうにもならなくなって厚労省が制度を変えざるを得なくなる面もあるかもしれません。相反している面が一緒になってしまっていて、どっちがいいとは言わないけど、事業者としてやりづらいということがあります。

○会長

予定の時間をだいぶ過ぎましたが、地域の自主性にまかせるという方向は矛盾を自治体と住民にしわ寄せをする形になってしまいます。質問に対する事務局の答え方も、矛盾の中で答えようがないというのもずいぶん出てきていると思います。それをどういうふうに市民の立場にたって乗り切っていくのか、問題点は問題点として出しながら、国の方にもぶつけるものはぶつけていかないとこっちもさっちも行かなくなってしまうと思います。次回以降にこの辺の問題を事務局から出していただきながら論議をしていきたいと思います。

それでは、日程の方をお願いします。

○事務局

(5) その他(次回日程等の事務連絡)

○会長

本日は以上です。ありがとうございました。

会議の公開・ 非公開の別	■公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 ()
-----------------	--

傍聴者： 2 人

会議録の開示・ 非開示の別	■開示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等：)
------------------	--

庶務担当課	健康福祉部 高齢福祉課（内線：632）
-------	--

（日本工業規格A列4番）